

〈連続講座〉

歴史に学ぶ

京浜歴史科学研究会は、毎月の「『神奈川県史』を学ぶ会」のほか、地域の歴史を学ぶための方法的な学習会（「地域と歴史科学」）、「近代国家形成期の地域をめぐる諸問題」をもよおしてきた。連続講座「歴史に学ぶ」は、その成果の上に、会員の有志がそれぞれ関心をもつテーマで各自の研究成果や見解を提示し、それにもとづいて討論を重ね、歴史認識の方法をきたえようとの趣旨で企画された。

第一回 一九八六年 九月 六日

服部之総との出会い

―鎌倉アカデミアの学習体験―

第二回 一九八六年一〇月 四日

戦後歴史学とは何か

―遠山茂樹『戦後の歴史学と歴史意識』を手がかりに―

第三回 一九八六年十一月 八日

百姓一揆研究の伝統

―林基『百姓一揆の伝統』から―

第四回 一九八六年十二月 六日

マイネツケを読む

―『歴史主義の成立』―

第五回 一九八七年 一月一〇日

歴史認識の方法と世界史像

―上原専祿『歴史学序説』を中心に―

第六回 一九八七年 二月 七日

日本近代国家論について

大湖賢一

第七回 一九八七年 三月 七日

『フェミニズムと戦争』を読む

奥田和美

服部之総との出会い

―鎌倉アカデミアの学習体験―

新井一弘

(一) レポートの要旨

左記のレジメにしたがって報告した。

○テーマの設定にあたって。……「絶対主義」とわれわれの学習。

(1) 服部之総の研究業績について。

イ 松島栄一氏の紹介……一九六六年刊「黒船前後」解説。

ロ 永原慶二編「日本の歴史家」。藤井松一氏による。

ハ 中村政則著「日本近代と民衆」（服部之総と近代天皇制論）

ニ 他に「講座日本史No.5」東大出版会、大石嘉一郎の序論。

(2) 「出合い」は戦後と現代にふれて。

イ 服部と三枝。唯物論研究会（一九三三年）から「鎌倉アカデミア」へ。

ロ アカデミアについて。資料「TBS情報」六四年一月〜六年三月。沼田陽一 記。

(3) 服部之総史学体系の課題。

イ 「黒船前後」と「明治の政治家たち」より服部史学の頂点。

ロ 中村政則の問題提起について。苦斗の理論構築と問題点をたどる。

(二) レポートの内容

最初に京浜歴史科研の学習で、明治維新―絶対主義の成立説がしばしば論議されたこと、その規定を最初に提起した人、服部之総について学ぶ意義と報告者の問題意識を位置づけた。私はかつて服部氏の講義をうけた一人である。

(1) はイの解説文にしたがって、一九二八年「明治維新史」を発表

して以来の服部の研究、足跡を紹介した。他書は内容説明にとどめた。マルクス主義の立場から、科学的視野において日本近代史にとりくんだ先駆者として大きな地位をしめることを強調したい。

(2)は一五年戦争終結の翌年、設立された鎌倉アカデミアでの教師と生徒の講義をつうじての「出合い」を、一軍国少年であった私個人、その思想変革からのべた。また、一九八一年の自由民権百年全国集會に結集した草の根、地域史学習者集團の一員として再度、服部史学と「出合い」する関連で提起したいについては、唯研での両者の結び付き、三枝博音が会長、服部が事務局長、当時はペンネームが、抑圧下での研究を支え、戦後での学校設立、教育活動へ、学長と学監としてと発展したことをのべた。

ロは著名でユニークな教授たちの熱烈授業と学生たちのふれあい、学校、教育の自主的運営などを上記資料から引用、解説した。特にアカデミアの卒業生がマスコミ文化、映画、演劇、文学などの外、大学の研究者として活躍しているという頂点的側面だけでなく、様々な社会層、分野において自覚的な草の根活動を展開していることを紹介し、教育者の姿勢と理論研究の成果を意義づけた。

(3)イの著書は服部史学の到達点を示す随筆、政治史で平易な叙述、明快な史論構成から引用資料とした。明治維新を絶対主義とした政治権力の誕生とその下部構造の矛盾が比較史とマニファクチュアの展開の視角で説かれている。そこから自由民権運動への結集を——「地租」という半封建的地代の制圧下の大地主から小自作農にいたる全人民の闘いと位置づけている。

絶対主義国家成立の社会的、経済的基盤を「敵マニユ」とした服部は、マニユ段階から地主制の発展、絶対主義の変質という論理矛盾で苦闘した。その研究成果は戦後史学の出発と発展に大きな役割を果たした。服部史学の業績とその現代的課題を明らかとした(ロ)の著作を高く評価したい——(当日、資料配布)

### (三) 報告を終わって

私の工場は暑い。この日の温度も三三度をこえていた。考える力

も消えようとするとき、あの厳しい言論圧殺時代に明日の時代になえ黙々と科学していた教師が、そして戦後での相手を改革させる姿勢は浮かび上がる。服部さんもその一人であった。

今回は副題のほうに関心が集中していた感が強かったようである。この学校が奇異な歴史と「そのご」をもっているからだろう。

服部さんの史学は幅広く興行きの深い関連で命題が結合している。その多くは今日における私たちの学習課題である。私は師の理論がいかなる社会情勢のもとで、制約された条件下で構築され、修正されたかをたどった。それは豊かさのなかで喪うものが、単に物の世界だけでなく、研究を支え担うものにも現在、課題視されるからである。

「出合い」で開始されたこの連続講座も、秋本番をむかえきつと稔りある展開となることを期待するしだいです。

尚、春の川崎フィールド参加の方が、成人された娘さん同伴で来場されました。娘さんの名付け親がアカデミアの教授で歌人の吉野秀雄氏とのこと、「出合い」がもうひとつ、ご多幸を祈ります。

### 戦後歴史学とは何か

— 遠山茂樹『戦後の歴史学と歴史意識』  
(一九六八年六月岩波書店刊)を手がかりに—

内 田 修 道

### はじめに

戦後歴史学とはなにかというテーマになっていますが、決して学説史を取扱う訳ではありません。我々のめざしつつある歴史学が戦後歴史学の中でどういう位置を持っているのか検討したいからです。遠山先生の『戦後の歴史学と歴史意識』にそいながら、第一に政治と歴史学との関係、第二に知識人専門研究者と一般市民との関係で考えて行きたいと思えます。

遠山先生はこの著書の序説で、戦前の歴史学が、科学としての性格が極めて稀薄であり、歴史研究を史料および個別の史実についての考証の学に限し、天皇制のもとで、その学問性の一応の体裁を保ってきたこと。そして、天皇制が強制する歴史教育と終身の一体化に対する抵抗力を成長させることのできない弱点を持っていたことを指摘しています。学問の政治権力への暗黙の従属、そうすることによって、国家権力によって付与された「学問の自由」、即ち国民の権利と切り離された特権的な権利を所持する少数の研究者が一方に存在し、他方、「価値と秩序の不变を信じる歴史意識」をもった国民大衆が対応していた訳ですが、では、戦後はこれがどのように変化したのでしょうか。

この著書では戦後の歴史学が国家権力から自立し、科学であることが強調され、歴史観の科学性が論じられたと述べていますが、歴史学研究会の大会テーマ、即ち「世界史の基本法則」、「歴史における民族の問題」等を見るとき、それぞれがその時代の緊迫した情勢を深刻に受けとめ、それを応えようとする研究者の姿勢は首肯けるのですが、研究者がその時代の前衛政党提起する政治方針に直線的に応えようとしていることが目につきます。従ってその方針が混乱すれば、歴史研究が混乱するという関係になっています。戦前の歴史学をその政治への従属性を批判し、科学を標榜した歴史学が逆の意味で政治に従属しているのです。六全協、スターリン批判、単独講和以降、政治から歴史学が自立できる条件が生まれてくると、今度は逆に研究者が政治への関心を稀薄にさせ、学問と政治の関係に対する緊張した自覚がなくなっていく過程が、歴史学研究会大会テーマの形式化、さらには統一テーマすら持たなくなる状況によくしめされています。「世界史の基本法則」問題にせよ、中国革命成功、アジア・アフリカ・ラテンアメリカにおける民族解放闘争の昂揚に強く刺激され、それへの大きな関心に支えられているのはよく理解できるのですが、文化大革命の狂乱、毛沢東理論の破綻が明ら

かになった現在の時点からみると、当時の研究者が眼前で生起する政治的社会的事件から直ちに結論を引き出し、その結論に見合う理屈を考えているように思えるのです。従って革命が停滞したり、後退・混乱した状況が生まれるとそうした理屈は崩壊せざるを得ません。勿論こういうことで戦後歴史学の全体を評価するのでありません。政治と科学という観点からみた一局面にすぎません。戦後歴史学の具体的な成果については、この連続講座のなかで、例えば伊東富昭氏の「百姓一揆研究の伝統」・奥田晴樹氏の「歴史認識の方法と世界像」・大湖賢一氏の「日本近代国家論」などで検討されることとなります。

戦後歴史学の中で特筆すべきは「国民的歴史学」運動です。研究者が大衆の中へ入り国民の歴史意識の変革に直接かかわる歴史的な事件でした。この運動自身は混乱のまま終息しますが、この運動に参加し、地域に根付いた人たちの中から七〇年代以降に展開する「地域の民衆掘り起こし運動」の担い手として再登場します。この運動はアカデミーには遺産を残さなかったのですが、大衆の中に残りました。(本来ならば、京浜歴史研の勉強会「地域と歴史科学」での私の報告「『京浜歴史研会報』No.17参照」の継統として「国民的歴史学」の具体的な検討を報告するのが私の義務なのですが、まだ準備ができず、後日を期したいと思います)。ここで注目したいのは一般国民と専門研究者との関係がどのように自覚されていたかということです。この運動が失敗した主体的要因は少数エリートによる大衆の啓蒙という関係です。ここでは、研究はあくまでも研究者の独占するものであり、大衆はそのすぐれた知識を戴く、受動的な位置におかれています。それはまた、この運動が国民と研究との関係の必然性から出発したのではないことを示しています。歴史研究が少数者によって独占されていること自体になんの疑問も抱いていません。一方で学問の自由、学問の社会的責任を抽象的に論じながら自らの特権的地位についての自覚が極めて稀薄だったのです。運

動は失敗し、研究者は再びアカデミーに閉じこもります。しかしながら六八年以降、この特権性が現実によって打ち砕かれて行きます。一つは政府によって明治百年祭が大々的に展開された以降、全国において行政の手による歴史の編纂が行われました。膨大な史料の発掘が行われ、今では全国の到る所に資料館がつくられ、国民は自由に史料を利用することができるようになりました。それまで、特定の大学によって独占され、国民が自由に利用できなかった条件を変えてしまいました。またこの過程で大量の人員が動員され、大学のそとにいて地域に根をはる研究者が大幅に誕生し、大学による独占ができなくなりました。こうした大学の外の条件の変化によって研究の独占が破れたのです。もう一つは専門研究者の特権的地位を剥奪したのは大学紛争でした。大学への機動隊の導入は、はからずも大学が戦前から権力によって保障された「学問の自由」を国民がほんらいもつ学問の自由と同じものと錯覚していたこと、その特権が剥奪され、市民権に法が適用されたことを示しました。

歴史研究が大学・専門研究者から下降し、国民のものとする条件が生まれてきた訳ですが、では研究それ自体は質的に進歩したのでしょうか。否と言わざるを得ません。自由民権百年記念運動の過程でも見られたことですが、それまでの研究史を全く無視するといった傾向がありました。これでは折角獲得できた研究の自由をないがしろにしてしまうこととなります。より精度の高い作品を志し、真に歴史科学たるものが国民のものとして定置することが、我々が志さなければならぬことだと思います。中途半端な報告になりましたが、この辺で終りにしたいと思います。

## 百姓一揆研究の伝統

―林基『百姓一揆の伝統』から―

伊 東 富 昭

連続講座第一回では服部之総、第二回では遠山茂樹とそれぞれに

師事され関係の深かった、新井さん、内田さんが親しく語られた。しかし、今回は、著者の林氏とは全く無関係な私が、純粹に氏の百姓一揆研究について紹介をするということ、前回とは趣を異にし、もの足りないものがあつたのではなからうか。

話の筋としては、まず『百姓一揆の伝統』（一九五五、初版）中の「百姓一揆研究史おぼえがき」、『続百姓一揆の伝統』（一九七一）中の「百姓一揆の評価の問題」などから、林氏以前の百姓一揆研究史を、氏が「研究前史」として扱う、江戸時代、一揆が起こされた時代からの過去の闘いをどのように扱って考えたか、ということから、ざっと通観した。そして次に、前者の「近世における階級闘争の諸形態」、後者の「宝暦―天明期の社会情勢」等をベイスに、林氏以後の一揆研究を近世初頭からの一揆展開に沿って追ってみた。

同じ百姓一揆の研究でも、それを一揆を起こした民衆の立場に立って見るか、反対にそれを弾圧する為政者・支配者の立場から見るかによって、随分とその意義付けが変わってくるのが明らかにされた。林氏は彼の時代の労働運動・社会運動等に自ら積極的に関係していく中で、過去の百姓一揆の闘いに現在を見、さらに未来への展望を開いていこうとする研究姿勢を以って望まれた。そうした方法に学んで、あるいは批判して以後の一揆研究が進められることになったようである。

今回、百姓一揆について報告する機会を与えられ、自分としてもこれから勉強して行かなければならない点なども見えてきた。戦後の林氏や石母田正氏の研究を契機に展開した「国民的歴史学の運動」については、前回の講座で内田さんが整理する機会を持ちたいとおっしゃられたので、それに期待している。また、神奈川県内の百姓一揆については、県史編纂過程において、新史料も発掘され、通史編3には青木美智男氏による論稿がある。（一九八三）しかし、有名な一揆として「土平治騒動」しか挙げられないようでは、どうしようもないであろう。幕末期の「世直し状況」論や「革命情勢」論

については、今回、整理しきれなくて詳しく触れることができなかつた。しかし、明治初年の百姓一揆や、自由民権運動との関係を見ていかなければならない重要な問題と考える。近世研究と近代研究を結びつけるためにも必要な部分であろう。

至って散漫な報告に終わり、以上の整理でも、何ら論点が明確化されていないようである。百姓一揆研究でも、自由民権研究と同じく、現在及び未来に、夢や希望を与えるものであれば良いと思う。この現代社会にあつて、反政府の平和運動や人権を守るための民衆運動等は大々的に組織できない、人々にその関心すらない、そう仕組んでいった国家体制、社会体制がある。林氏や色川大吉氏らの研究によって、民心の啓発が可能ならば、それでよししなければならぬであろう。但し、その先に反権力運動論という大きな課題を残しているということを承知の上ではあるが。

(一九八六・一一・一六記)

## マイネッケを読む

### ―「歴史主義の成立」―

青山 永久

「マイネッケを読む」という題で話をするはずであつたが、実際は大部違ったものにならざるを得なかつた。彼の著作「歴史主義の成立」を要約するのは私の能力をこえていたからだ。したがつて「歴史主義とはなにか」という問いに答えるかたちの発表にしたいと思ふ。

「歴史主義」とは非常に多義的なことばであり、事典的に言うところ「人間生活のあらゆる事象は本質的に歴史的事であり、変化するものとしてとらえなくてはならない」といつたことであろう。

もう少し具体的に説明すると、一つに、「歴史主義」は、「啓蒙主義」「合理主義」「自然主義」といつた近代ヨーロッパを代表する考え方と対立する概念であるということである。「啓蒙主義」「合

理主義」「自然主義」、この三つは、ことばは違ふが共通することがある。それは、これらがいずれも理性を重視し、自然や社会がそれ自らの法則に従つて存在することを強調しているということである。法則の強調は要するに普遍主義であり、それこそ歴史主義の個性重視と対立するのである。

二つ目は、歴史主義は非常にドイツ的であるということである。前述の啓蒙主義、合理主義といつたものは、ヨーロッパのなかでも先進国といわれるイギリス、フランスで発展をみた。ドイツは二国に比べるとはるかに後進的である。後進国ドイツが自己の独自性を主張するところに歴史主義が生まれたと言えよう。「イギリス、フランスのように啓蒙主義が社会科学へとつながらなかつたドイツで一九世紀の社会科学がドイツ観念論哲学の影響下に理念主義的に形成されていく。その結果の産物」(富永健一『現代の社会学者』)というところもできよう。

歴史主義という語のもとに最初に問題とされたのはドイツ歴史学派である。一九世紀中頃に活躍したロッシヤークニスなどもそのなかに入れることができるが、彼等の著作によると「歴史的方法」というのは、歴史的事実の重視であり、民族性の強調ということであつた。

二〇世紀に活躍したトレルチュは、歴史主義は、自然主義と対立するものであり、自然主義ができるだけすべてのものを数量的な関係に単純化しようとするのに対して、人間とその文化およびその価値についての我々のあらゆる思惟を根本的に歴史化することが歴史主義であると述べている。この歴史主義は歴史的に形成されてきた個性についての歴史記述を基礎とするのであるが、個性とは国家と国民、民族についての個性であり、それは当然のことながら生成・発展するものである。それ故、歴史主義は際限のない相対主義に陥つてしまふ。それは現在の文化総合によつて克服されなくてはならないとトレルチュは主張するのであるが、現在の文化総合がなにを意味するのか、「古いものと新しいものとの総合・過去からの継続で

あると同時に「変化」という表現ではあまりにも漠然としていると言わざるを得ない。

もろもろの価値や真理の歴史的相対性へと陥る問題性を克服することはトレルチュもマイネッケにもできなかったとは思えない。それは現在にいたるまで課題になっているのではないか。

### 歴史認識の方法と世界史像

—上原専祿『歴史学序説』を中心に—

奥田晴樹

連続講座「歴史に学ぶ」の一月は、昨一二月の、歴史主義とは何かを考えた、青山永久氏の話を受けて「歴史認識の方法と世界史像—上原専祿『歴史学序説』を中心に—」と題し、私が担当した、何か史学概論のようなテーマで、話す方はまことに面映ゆく、聞く方も学生時代以来の体験だったと思う。

今回の話で、取り上げたかったことの一つは、「社会史」が歴史認識の方法論においてどのような問題を提起しているかを確認することである。一九七〇年代末に出現した「新しい歴史学」の諸潮流は急速に「社会史」へと収束され、いまや戦後歴史学にとってかわろうとする勢いである。そうした「社会史」の方法論を検討することは、歴史研究をすすめる上でも、また歴史教育にその影響が様々な形であらわれて来ている現状に徴しても、避けておれない課題だと思ふ。

もっとも、「社会史」は方法論的の一つの立場にまわっている訳ではない。そこには、共時的にはもちろん、通時的にも、諸事象間の因果連関を認めず、専ら相互連関を見出そうとする立場（二宮宏之）と、歴史理解の手段という条件つきで、少なくとも通時的には因果連関を設定しようとする立場（遅塚忠躬）との相違がある。

これは、丁度、歴史主義主流の有機体的・目的論的発想と、その批判者たるM・ヴェーバーの理念型の考え方との違いに対応している

と言えよう。

いずれにせよ、両者は、歴史の実体と認識の間にあるズレを絶対的なものと看做し、因果連関に実体的な意味での法則性を認めない点では一致している。これに対し、戦後歴史学は、石母田が指摘し、世良晃志郎が批判したように、実体と認識の照応を認めるという大前提に立っている。実証主義とマルクス主義の構造的な相違をもつと言われる戦後歴史学にとって、皇国史観という、その出来そこないは別として、歴史主義は無縁であったと言ってよい。「社会史」の登場によって、はじめてその本格的挑戦に直面したと言ってよかるう。

戦後歴史学が方法的動揺をむかえた背景には、一九六〇年代以降、世界情勢の変化に促されてすすんだ発展段階論的な世界史像の解体が、一九七〇年代代表に決定的になったことがある。それは、一方では、七〇年代末における世界情勢の激変が、世界認識の発展構造的枠組、発展段階論的・構造的な世界認識に、根本的な懐疑をもたらしたことによる、と同時に、世界史像編成論議からアジア的生産様式論争へと展開して行く中で、次第にトーン・アップしてきた「西欧中心史観」批判のもつ意味も大きい。今回の話の二つ目の主題は、その意味を考えることである。

戦後歴史学の構造的枠組を支えた、マルクス主義の側の契機は、発展段階論の啓蒙主義的理解だったと言ってよい。それは、歴史を構成する諸個体の原子（アトム）論的な理解、即ち自然主義であり、個体復原を至上目的とする実証主義との連繫に道をひらく一方、個体相互間の発展段階論的比較を可能とした。「西欧中心史観」批判は、この歴史的比較の発想を痛撃した訳だが、マルクス主義と啓蒙主義||自然主義とを弁別できなかった。ために、マルクス主義の発展段階論を、ルネサンス史観||啓蒙史観の延長線上にあるものとしかたえられない（熊野聡）

「西欧中心史観」批判がマルクス主義の内部からも出されていたところに世界情勢の激変が重なったとき、発展段階論的な世界史像

の解体は決定的になった。そこに、「社会史」の方法的挑戦を受け、法則的なそれはおろか、因果認識そのものにさえ懐疑が拡がり、戦後歴史学の地すべりの崩壊がはじまったのである。

「社会史」や「西欧中心史観」批判の方法的先駆者として上原専禄を位置づけようというのが、今回の話の三つ目の、そして中心的な主題である。ここでは上原論に深入りしないでおこう。ただ、上原が史的唯物論の定式を運動法則と序列法則に区別し、前者にのみ有効性を認めていたことを評価する意見が参加者から出されている三点について、若干、私見を述べておきたい。

上原が序列法則を拒否する理由は、マルクス主義の発展段階論をルネサンス史観の延長線上にあるものととらえ、それではA・A・L・Aの多様な歴史的経験を理解できず、そこに民族解放の内在的契機を見出せないと考えたことにある。まさに、吉田悟郎・小谷汪之・阪東宏らが指摘するように、「西欧中心史観」批判の元祖は上原である。まず、これを受け容れてしまっただけという問題である。今回の話の核心は、そうはできないということをお願いしたつもりである。自然主義でも歴史主義でもない、マルクス主義の方法的地平については言及したが、上原やそのエピソード、民族自決権を軸とした世界認識の理論的境界については、時間の関係で割愛せざるを得なかった。そのために、話の説得力が半減してしまっただけかもしれない。

また、上原が運動法則を評価するといっても、その方法論は基本的にヴェーバーのそれであって、理念型の静態論に傾く欠陥をマルクスの動態論で修正しようというにとどまる。むしろ、注目すべきは、発展段階論などの世界史像が支配的であった一九五〇年代の段階で、何故、上原が序列法則と運動法則を区別する論理を組み立て得たかである。それは、彼が自然主義ではなく、歴史主義の立場に立ち、戦後歴史学の構造的蜜月を冷やかな眼でながめていたからである。その主観的意図は如何に善意からであれ、彼の方法的立脚点から戦後歴史学に軌道修正を加えようとするとき、その方

向性は自ずと決まって来ざるを得ない。上原の区別論は、マルクス主義を生かすのではなく、彼の歴史主義的な方法論へと解体・包摂するものであり、それを殺してしまうものだと言っている。最後に、当日配布したレジュメの目次を摘記しておこう（当日の話にそって若干修正）。

#### I 問題の所在

1. 「新しい歴史学」（＝「社会史」）挑戦
2. 戦後歴史学の解体——世界史像
3. 上原専禄の再評価

#### II 上原専禄『歴史学序説』をめぐって

1. 歴史認識の方法
2. 世界史像

#### III 『日本国民の世界史』をめぐって

1. 「文明圏」世界史像
2. 太田秀通の批判

#### IV 歴史認識の方法と世界史像

1. 社会科学における自然主義と歴史主義
- ① 自然主義
- ② 歴史主義
- ③ ヴェーバーの意義

2. マルクスの方法
3. 方法論理解をめぐって

#### V 方法論的現状の反省

1. 「社会史」の方法的意味
2. 「社会史」受容の条件
- ① マルクス主義における方法論的無自覚
- ② 世界認識の混迷

#### （付記）

今回の経験で、歴史認識・世界史像を規定する契機として、方法論とともに世界認識が大きく横たわっていることを痛感した。この

問題については、いずれ検討を迫られることは避けられないだろう。また、こうした史学概論風の問題が論ぜられねばならぬ、特殊今日の意義を理解される向きは、是非とも御意見を本会報誌上に反映していただきたい。今どき、こういう類の論議を心おきなくやれる場はそうそうないはずだと自負している。

(一九八七月二月一日記)

## 日本近代国家論について

大 湖 賢 一

なんともまとまりのない議論になってしまった、というのが現在の正直な感想である。国家論について勉強しなければという思いはかなり以前からもっていたのだが、自分自身の怠慢からなかなか理論学習が進まなかった。そうした点が、今回の報告をわかりにくいものにしてしまった最大の原因ではなかったかと思う。

しかし、とはいいながら、時間を決められて無理やりでも報告してみれば、なんらかの成果はあるものである。

従来から京浜歴史科の議論の中で、日本近代国家論をふかめる必要がいわれてきた。それは、大石嘉一郎の『日本地方行政史序説』を検討したときに、氏の議論の「基底構造分析と政治過程論の機械的結合」と政治史分析Ⅱ国家論や地方自治論を機軸とした独自の方法論の欠如(『京浜歴史科会報』第二三号)が指摘されたときや、最近では、原口清の『日本近代国家の形成』を読み、「近代国家をとらえる視点として、その国家形態がブルジョワ支配に適合したか否か(形態論・構造論)、現実の政治綱領や政治目標がいかなる階級層の利益を代弁しているのか(機能論)、の二つをしっかりと峻別する必要がある」(『京浜歴史科会報』二七号)、という議論の中でなされてきた。

以上の議論を発展させるために、現在の段階で最もまとまった近代国家論を展開している中村政則「序説近代天皇制国家論」をとり

あげてみた。

中村は、戦前の野呂・猪俣論争から三二年テーゼ、服部之総の近代天皇制論を検討して、その最大の問題点として、経済的下部構造の変化が国家権力の性質の転換と直結する「経済主義」をあげている。その指摘自体はまったく正しいことであり、国家論を組み立てる場合に国家類型論と国家形態論の両者をあわせて考えていかなければならないことを指摘したことからもわれわれは学ばなければならぬ。

しかし、今回の報告でも述べたことだが、確立期の天皇制を「絶対主義国家機構をもつ軍事的半封建的資本制国家」と規定することから、国家形態と国家類型がズレている(より正確には対立している)国家というものが存在するのだろうか? 「国家の歴史的・階級の本質は、ブルジョワ・地主国家でありながら、国家権力Ⅱ国家機構は絶対主義的本質をもつ」という議論がはたして成り立つのであろうか。

もしも、中村の議論がまちがっているとしたら、その解決策は、国家機構の絶対主義的本質規定を撤回するか地主制の半封建的本質を見直すしかないのではないか。そのこと自体は、いわゆる講座派の理論全体を再検討しなければならないが、そこまで考えなければ中村の議論の矛盾は解決されないのではないかと思っている。

最後に、今回の討論で最も印象的だったことは、田辺氏の参加記にもあるが「定説といえど、乗り越えられていく、ひとつのテーマを解明していくとき、指導的理論はあっても、絶対的理論、支配的理論はなく、すべての理論・説は疑い、同等にみるべきだ」という議論だった。そのことについて、山崎氏の文章を記しておきたい。

では「講座派」理論の基本的性格は何か。それは理論の革命性であると思う。(中略)しかしここでわたくしが「革命性」といったのは、そういう「講座派」マルクス主義者たちの主体的な革命性ではなくて、(中略)「講座派」理論そのものの革命



性である。理論の革命性とは何か。それは当然のことではあるが、理論がその対象とはかかわりなく先験的に構成されるのではなく、その対象の客観的發展法則を反映し一致することである。対象の客観的法則は、その具体的特殊の形態を分析して一般的法則を発見し、またその一般的法則によって具体的特殊の形態を理解することによって得られる。このように一般性と特殊性との統一ということは認識にとって不可欠であり当然のことであって、それによってのみはじめて現実を具体的に認識することができるし、したがってまた現実を変革する展望を得ることができるのである。

(山崎隆三「『講座派』理論の批判的継承のための序説」

『経済学年報』三五)

### 『フェミニズムと戦争』を読む

奥田和美

国際婦人年の前日が私の連続講座担当の日であった。その日は折りしも春の大雪に見舞われ、会場も初めて利用するところであったということもあり、定刻を大分過ぎて始められた。参加者は九名であった。

私が鈴木裕子著『フェミニズムと戦争』(マルジュ社、一九八六年八月)をとりあげたのは次のような理由による。

一つはこれまで京浜歴史科学研究会でとりあげられたテーマを少し離れてみようということ。おそらく本書はここでとりあげられなければ、この研究会のメンバーには絶対に読まれることはないであろうと思われる。もう一つは本書の批判的検討を通じて女性史研究の一端に触れてもらおうということ。いろいろな視点から歴史学をながめてみることも必要であると考えたわけである。

本書の言わんとすることは二点にしばられる。すなわち婦人運動家の戦争への加害者性を明らかにし、戦争に協力した婦人運動は間

違っていたとすることである。この結論に対し私は次のような疑問をいだく。

「婦人運動家の戦争協力」が「参加による解放」という論理の中でなされたという点において、著者は彼女たちの本来的にもっていたナショナリズムに戦争協力の要因を求めているが、著者自身も言っているように、婦人運動家の天皇制意識が明らかにされなければ、この視点は有効ではないであろう。したがって「協力」したという事実の指摘にとどまり、なぜそうならざるを得なかったのかという分析はなされないまま、彼女たちの加害者性が追求されることになる。「大政翼賛運動へのかかわり方には、たとえていうならば裏切られても裏切られても、ダメな恋人に片思いする人の心理」という説明以上のものは引き出せないことになる。私は婦人運動家の家族制度についての考え方を掘り下げて見る必要があると考える。彼女たちが目指したものは、政治的な平等だったのであり、それは女性をとりまく様々な社会的な不平等の解消の一部であって全てではない。彼女たちがいかに幅広く婦人運動、労働問題にとりぐみ、いかに正確に運動の中にそれらを位置づけることができたのか、あるいはできなかったのか、についての理解の鍵が家族制度に求められるのではないかと考えるのである。

また「戦争に協力した婦人運動」の誤りを指摘することは容易だが、戦後の婦人運動への展望という点から捉えると著者の様な批判の仕方、つまり、婦人運動家の戦争協力を婦人運動史全体の中に位置づけ、尚かつ歴史的な状況との関連で捉えるのではなく、運動家個人の様々の言動を羅列するやり方が、はたして生産的なのかどうか、はなはだ疑問である。「ある運動を歴史的にとりあげる場合、その人がその運動とどの様に主体的なかわりをもつのかが問われることになる」というある出席者の意見に私も同感である。

著者は「状況との対決を避けた主観的善意や意図の空しさ」を強調するが、総力戦体制のもとでの様な具体的な「戦争拒否」があるのだろうか。観念の世界においてはいくらでも「拒否」はできる

が、運動の中で有効な「拒否」とはどの様なものなのか、もとより言論にうったえることはできない。運動家にとって発表できない言論などは意味がないであろう。それではあくまでも権力に抵抗し、獄につながれ命を落とすことが「拒否」なのであるか。著者は「非合法」の活動以外全て無意味であると考えているのであるか。

さて、以上の様に本書は様々の疑問をなげかけてくれるが、では彼女たちの「戦争協力」をあなたはどのように考えるのか、と問われたとき、どの様に答えればよいのだろうか。残念ながら答えはこれから考えたいと言うにとどまることになる。ただ一つ言えることは、一たび全面戦争に突入してしまつたら、後戻りはできないということ。したがってそうなる前に戦争は防がねばならないということ。これが私たちの責任ではないか。

